



埼玉県報

第 2858 号
平成 28 年(2016 年)
12 月 13 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 鴻巣市箕田土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 鴻巣都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 平成 28 年 12 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千五百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ステップベース

三 代表者の氏名

大川 秀治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市氷川町一丁目十番一―三百六号

五 定款に記載された目的

この法人は、放課後等において保育を必要とする小学生を対象にし、学童保育事業（放課後児童健全育成事業）および児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行うとともに、地域の子どもの健やかな成長と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ちくみ
- 三 代表者の氏名
青木 邦彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根百二十四番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、保育に関する事業を行い、子どもの健全育成と保護者の充実した就労の促進、ひいては、誰もが心豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こっこの会
- 三 代表者の氏名
高橋 智子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目十五番二―二〇三号室県営鶴ヶ島富士見団地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、共生社会に基づいた特別支援教育とキャリア教育を学びながら、会員相互の親睦と協和により、子ども達一人一人の特性を見極め見守りながら育み、障がいの有無に関わらず子どもたちが共生し自立できるように図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番地1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社わせだ
埼玉県三郷市大広戸822番地3
- 5 落札金額
13,533,026円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年8月26日

告 示

埼玉県告示第千五百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番地 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ
埼玉県さいたま市岩槻区仲町 1 丁目13番16号
- 5 落札金額
12,020,572円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年 8 月26日

告 示

埼玉県告示第千五百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番地 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂
埼玉県さいたま市大宮区東町 1 丁目54番地
- 5 落札金額
14,151,488円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年 8 月26日

告 示

埼玉県告示第千五百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番地 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ
埼玉県さいたま市岩槻区仲町 1 丁目13番16号
- 5 落札金額
5,335,524円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年 8 月26日

告 示

埼玉県告示第千五百九十七号

行田市から行田市都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
高橋 幸成	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人藤仁会藤村病院	上尾市仲町一―八―三十 三	平成二十八年十一月三十日
小野 さやか	肢体不自由	神経内科	医療法人社団武蔵野会新座 志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	平成二十八年十月一日
鈴木 徹	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人埼玉会埼玉草加病 院	草加市松原一―七―二十 二	平成二十八年二月一日
後藤 博道	じん臓機能障害	内科	医療法人埼玉会埼玉草加病 院	草加市松原一―七―二十 二	平成二十八年二月一日
瀧瀬 真一郎	ぼうこう又は直 腸機能障害	外科	草加グリーンクリニック	草加市旭町四―七―四メ ゾンウインディB百三	平成二十八年一月一日

佐藤 信之

視覚障害

眼科

北里大学メデイカルセンタ
1

北本市荒井六―百

平成二十八年十二月五日

富山 隆一

視覚障害

眼科

おけがわ眼科

桶川市若宮一―五―二
おけがわメイン四F

同

中安 弘毅

視覚障害

眼科

東松山市立市民病院

東松山市大字松山二千
三百九十二

同

渡辺 武士

音声・言語機能
障害

神経内科

医療法人三愛会埼玉みさと
総合リハビリテーション病
院

三郷市新和五―二百七

同

神谷 文雄

肢体不自由

神経内科

川口並木クリニク

川口市並木三―三十四
―十七

同

大矢 俊之	心臟機能障害	循環器科	医療法人幸仁会堀中病院	幸手市東三―一―五	同
徳重 一雄	肢体不自由	脳神経外科	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
鈴木 剛	肢体不自由	脳神経外科	川口市立医療センター	川口市大字西新井百八十	同
鈴木 元	肢体不自由	整形外科	医療法人本庄福島病院本庄総合病院	本庄市北堀千七百八十	同
坂田 尚広	肢体不自由	内科	医療法人眞美会麻見江ホスピタル	比企郡鳩山町大橋千六十 六	同
川邊 保隆	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同

岡崎 幸生	心臓機能障害	心臓血管外科	一般社団法人巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見四百十八	同
緒方 信彦	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一十	同
神戸 将	心臓機能障害	心臓血管外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町五―八―一	同
曾川 正和	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬千九百六十七―一	同
濱田 英明	心臓機能障害	循環器内科	医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
吉田 誠吾	心臓機能障害	循環器内科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
奥村 栄二郎	心臓機能障害	内科	医療法人財団明理会埼玉セントラル病院	入間郡三芳町上富二千七百七十七	同

浦辻 洋平	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人財団明理会イムス 富士見総合病院	富士見市大字鶴馬千九百 六十七―一	同
志熊 聡美	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人秀和会秀和総合病 院	春日部市谷原新田千二百	同
吉田 和彦	じん臓機能障害	内科、腎臓内科	医療法人社団鴻愛会ここの す共生病院	鴻巣市本町六―五―十八	同
毛利 篤人	呼吸器機能障害	呼吸器内科	埼玉医科大学国際医療セン ター	日高市山根千三百九十七 ―一	同
阿部 勝	ぼうこう又は直 腸機能障害	内科、外科	医療法人財団啓明会中島病 院	戸田市下戸田二―七―十	同
小島 圭二	ぼうこう又は直 腸機能障害	泌尿器科	社会医療法人財団石心会埼 玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
寺尾 俊哉	ぼうこう又は直 腸機能障害	泌尿器科	社会医療法人財団石心会埼 玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同

野原 茂男

ぼうこう又は直腸機能障害

外科

医療法人関越病院

鶴ヶ島市大字脚折百四十五
―

同

山室 渡

肝臓機能障害

内科、消化器内科

医療法人社団武蔵野会新座
志木中央総合病院

新座市東北一―七―二

同

告 示

埼玉県告示第千五百九十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
鈴木 洋通	じん臓機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十 八	平成二十七年三月三十一日
上村 孝臣	肢体不自由	埼玉医療生活協同組合羽生総合病 院	羽生市上岩瀬五百五十一	平成二十七年五月三十一日
山口 真彦	ぼうこう又は直腸機 能障害	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二―一	平成二十八年一月一日
榊原 壤	肢体不自由	医療法人泰一会所沢リウマチ・スポ ーツクリニック	所沢市日吉町九―二十二いせき ビル3F	平成二十八年三月三十一日
中田 豊助	肢体不自由	医療法人社団弘人会中田病院	加須市元町六―八	平成二十八年五月十八日
北澄 忠雄	じん臓機能障害	医療法人社団全仁会東都春日部病 院	春日部市大畑六百五十二―七	平成二十八年八月十二日
佐藤 常一	肢体不自由、小腸機 能障害	佐藤医院	草加市谷塚町八百三十一	平成二十八年八月二十六日
川井 充	そしやく機能障害、 肢体不自由	独立行政法人国立病院機構東埼玉 病院	蓮田市黒浜四千百四十七	平成二十八年九月二十四日
古谷 達之	視覚障害	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五―十一―五	平成二十八年十月三十一日

森田 哲也	視覚障害	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
生坂 和一	肢体不自由 平衡機能障害、音声・ 言語機能障害、肢体不 自由	医療法人生坂医院	本庄市本庄四―四―十二	平成二十八年十一月九日
狩野 友昭	自由 言語機能障害、肢体不 自由	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	平成二十八年十一月九日
朱 寧進	肢体不自由	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	平成二十八年十一月九日
関根 貢	肢体不自由	関根外科医院	本庄市東台四―八―二十五	平成二十八年十一月十日
栗原 宏介	肢体不自由	医療法人社団宏友会栗原整形外科	朝霞市幸町一―一―五	平成二十八年十一月十一日
齊藤 瑛	平衡機能障害、そしや く機能障害	斉藤耳鼻咽喉科医院	所沢市西住吉六―二十二	同
並木 重隆	心臓機能障害	医療法人財団健和会みさと健和病 院	三郷市鷹野四―四百九十四― 一	平成二十八年十一月十五日

高橋 司
肢体不自由

野上高橋医院

秩父郡長瀨町本野上千二十九―五
平成二十八年十一月十九日

大野 勉
呼吸器機能障害

彩都レデイースクリニク

春日部市大枝三百六十六
平成二十八年十一月二十一日

清水 暢夫
視覚障害

医療法人誠壽会上福岡総合
病院

ふじみ野市福岡九百三十一
平成二十八年十一月二十一日

箱田 有亮
呼吸器機能障害

医療法人誠壽会上福岡総合
病院

ふじみ野市福岡九百三十一
平成二十八年十一月二十一日

黒木 副武
肢体不自由

医療法人三愛会埼玉みさと
総合リハビリテーション病
院

三郷市新和五―二百七
平成二十八年十一月三十日

告 示

埼玉県告示第千六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鴻巣市箕田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	新 井	稔 埼玉県鴻巣市宮前四百八十一番地一

告 示

埼玉県告示第千六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十八年十月九日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年十二月十四日から

平成二十九年一月十九日まで

二 縦覧場所

羽生市役所

告 示

埼玉県告示第千六百二号

鴻巣市から鴻巣都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年十二月五日

指令越建セ第二七〇〇三四二号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月七日

越建セ第三四六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百六十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島百五十九番地一 カーサ・エレガンテⅠ二〇一号
中村 貴博、中村 綾子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年十二月七日

指令越建セ第二八〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月八日

越建セ第三四七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百三十一番一、六百三十二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市備後西三丁目十一番三十号

橋口 雄貴、橋口 満喜子

告示

埼玉県選管告示第七十八号

平成二十八年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一一、八二八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六一、四二二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六七、八六五人
南第二区 川口市	一四六、二八六人
南第三区 さいたま市西区	二四、四一七人
南第四区 さいたま市北区	四〇、〇四三人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、一三七人
南第六区 さいたま市見沼区	四四、五七四人
南第七区 さいたま市中央区	二七、三六七人
南第八区 さいたま市桜区	二六、三一八人
南第九区 さいたま市浦和区	四三、三二二人
南第十区 さいたま市南区	四九、八五七人

南第十一区	さいたま市緑区	三二、五九七人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、二三〇人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、三四〇人
南第十四区	桶川市	二一、二〇二人
南第十五区	北本市	一九、三二六人
南第十六区	鴻巣市	三三、五五二人
南第十七区	志木市	二〇、五四六人
南第十八区	新座市	四五、二七六人
南第十九区	蕨市	一九、九七二人
南第二十区	戸田市	三五、七四四人
南第二十一区	朝霞市	三七、一五四人
南第二十二区	和光市	二二、一四一人
西第一区	所沢市	九六、三五六人
西第二区	入間市	四一、七八一人
西第三区	飯能市	二二、九四五人
西第四区	狭山市	四三、五三四人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、四八四人
西第六区	富士見市	三〇、四五六人
西第七区	川越市	九七、〇七七人
西第八区	日高市	一五、八〇二人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、六七四人
西第十区	坂戸市	二七、九四七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、四四二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、七九五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、五六八人
北第一区	秩父市	一八、二七五人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、八四六人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、一五八人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五三、〇四六人
北第五区	熊谷市	五六、〇〇五人
東第一区	行田市	二三、四四四人
東第二区	羽生市	一五、四八四人
東第三区	加須市	三二、〇五四人
東第四区	久喜市	四三、五八八人

東第五区	蓮田市	一七、七五五人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二三二人
東第七区	春日部市	六六、九〇二人
東第八区	越谷市	九三、三一一人
東第九区	八潮市	二三、六三五人
東第十区	三郷市	三八、二四〇人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、九六七人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、四五二人

告 示

埼玉県選管告示第七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人社団寿会 吉沢病院	埼玉県本庄市寿二丁目一番五号

告 示

埼玉県選挙管告示第八十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年十二月十五日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について